平成２１年（フ）第１０９６号
兵庫県西宮市山口町下山口250番地３サンシャイン北六甲403号
債務者　松本　博美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１０３号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目７番３―303号
債務者　松元　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２９号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目21番１―105号
債務者　中川　　弓
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５８号
鳥取県鳥取市国安910番地１、旧住所鳥取県鳥取市湯所町１丁目206番地　県住２―201
債務者　中嶋　一恵（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２６号
鳥取県鳥取市大杙486番地37
債務者　小藏　暁生
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３９号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目363番地
債務者　山根　隆史（旧名隆）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４１号
鳥取県鳥取市的場165番地21、旧住所鳥取県鳥取市福部町湯山1339番地１
債務者　橋本　窓香
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４２号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富514番地６、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富2855番地
債務者　松本　明美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６７号
愛媛県松山市朝生田町６丁目５番23号　メゾン嶋303号
債務者　滝野　晃一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７７２号
愛媛県松山市柳井町１丁目10番地10　渡部ビル407号
債務者　和田　　梓
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１５６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎293番地の52
債務者　楠　　美香
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１６０号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　岩田　照美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７０号
福岡県田川郡福智町赤池441番地
債務者　松井　弘美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１４３号
佐賀県唐津市湊町733番地２
債務者　来村　耕平
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１５３号
佐賀県唐津市米屋町1656番地３　西田マンション401号
債務者　古藤　一矢
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第６４３号
大分市明野東５丁目10番７号
債務者　小柳智佳代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６９１号
大分県別府市大字鶴見2021番地
債務者　小島　真一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２２号
大分市新栄町６番７号　中島ビル403
債務者　長谷　裕太
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係